

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

# 相続とお金の情報マガジン

8  
2024

## TOPICS

### P2 資産安心コラム

預金が下ろせない?  
被相続人の  
口座凍結に注意!



### P3 暮らしとお金の教養講座

安心した老後のために活用できる  
高齢者向けの  
給付金や制度を紹介



### P4 相続・贈与の基礎知識

借金も相続しなければならない?  
マイナスの財産は  
どうすればよい



## 数字で見る相続

高齢者の5人に1人  
単独世帯が年々増加



厚生労働省が公表している『2022年国民生活基礎調査の概況』によると、65歳以上の人口は4,029万7千人で、そのうち約21.7%、つまり873万人が『単独世帯』(いわゆるおひとりさま)であり、その比率は年々増加傾向にあります。

このような、おひとりさまの相続においては、配偶者や子、直系尊属、兄弟姉妹といった法定相続人がいない場合、特別縁故者に相続財産の分与が認められたとしても、残りの相続財産は国庫に帰属することになります。こうした事態にならないようには、生前贈与や遺言書によって特定の人に遺贈、または特定の団体に遺贈寄付を行うなどの対策をとておく必要があります。

特定の人に財産を渡したいなどの希望がある場合は、事前に保有資産や関係者の把握を行なったうえで専門家に相談しましょう。





## 借金も相続しなければならない? マイナスの財産はどうすればよい

遺産には現金や不動産などプラスの財産だけではなく、被相続人が負っていた借金や未払いの代金などマイナスの財産も含まれます。そのため、相続するとこれらの負債も引き継ぐことになります。借金などが残されていた場合、どのように対処すればよいかを解説します。

### 遺産が債務超過なら相続放棄も 状況によっては限定承認も有効

遺産を調査して、プラスの財産のほうがマイナスの財産より多い場合は、そのまま相続をすればよいです。しかし、明らかに債務超過となっている場合には、相続放棄をすることも有効です。相続放棄とは、遺産を相続せず、権利を放棄することです。マイナスの財産を引き継がなくて済みますが、プラスの財産も相続できなくなります。ただし、相続放棄をするには、相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述をしなければなりません。また、相続が開始してから、少しでも自分のために遺産を使った場合には、相続放棄をできなくなります。

一方、借金がどれくらいかわからない場合など、限定承認をする方法もあります。限定承認とはプラスの財産の範囲内でマイナスの財産を承継することで、自分の財産で借金を返済しなくて済みます。ただし、限定承認は、相続人が数人あるときは、相続人全員で共同して行う必要があります。

### 借金を相続したらどうすべきか 支払いが免除される負債もある

相続放棄をせずに借金を相続した場合、相続人が返済しなければなりません。ただし、通常は負債を履行する義務がありますが、特定の条件を満たす負債については免除されることもあります。相続した負債のうち、住宅ローンは団体信用生命保険に加入していれば、その保険によって完済されます。日本学生支援機構の奨学生であった方が死亡した場合は、相続人及び連帯保証人からの願い出により奨学金の返還を免除する制度があります。

また、抵当権が設定された不動産を相続した場合、その不動産の時価が債務の残高を上回っていれば、売却して債務を完済することができます。売却しない場合は原則として、相続人が法定相続分に従って債務を承継し、返済することになります。

このように、生前に被相続人の財産、負債の状況を確認し、相続についての正しい手続きを知っておくことが大切です。判断に困る場合には専門家に相談しましょう。